

平成 27 年 4 月 9日

会 員 各 位

一般社団法人 長崎県建設業協会

会 長 谷 村 隆 三

〔 公 印 省 略 〕

長崎県建設工事標準請負契約書の一部改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして、下記のとおり一部改正する旨、長崎県土木部長より通知がありましたのでお知らせいたします。

1.改正内容

第 48 条の 2 第 1 項第 1 号中「第 51 条第 2 項」を「第 63 条第 2 項」に改める。

2.施行年月日

平成 27 年 4 月 1 日以後に契約締結する工事から施行となっております。

なお、平成 27 年 3 月 31 日以前に締結した契約及び当該契約の同日以後に締結される変更契約については、従前の例による事となっております事を申し添えます。